

自治会規約

集会場管理運営規約

ふるさと防災チーム規約

集会場運営委員会規約

2018年(平成30年)4月1日
宝来坂自治会

自治会規約

第1章 総則

(名称と事務所)

第1条 本会を宝来坂自治会と称し、その事務所を宝来坂集会場に置く。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の連帯と親睦を深め、生活環境の充実および社会福祉増進に寄与し、住みよいまちづくりを目的とする。

(区域)

第3条 自治会の区域を湖南省宝来坂区域とする。

(会員)

第4条 原則として、本区域に世帯を有し、居住するすべての者を会員とする。
また、1家族が複数世帯で構成される場合(2世帯家族など)は、居住する家屋単位とする。

家屋の定義：独立した生計を立てる、少なくとも一人の世帯主が定期的に居住する家(離れ・隠居・別荘などは含まない。)

(入会と脱会)

第5条 本区域に居住した場合は、所属班長を経て自治会長に届け出る。脱会の場合も同様とする。

会員以外の者に対しては、自治会所有もしくは自治会で管理する場所・設備・機器等の使用を制限できる。

(組織)

第6条 1. 別に定める組織図のとおりとする。ただし、専門部会の構成は役員会の承認で適宜変更できる。

また、区域を分割して班を構成する。この班割りについては戸数の増減により適宜見直し改正する。

2. 自治会に加入されている満65歳以上の方は、自動的にシニアクラブ「宝寿会」の会員として登録される。その活動に於いては、個人の判断に委ねられるものとする。

3. 宝来坂地区に居住されている小学生は、子供会に会員として登録される。その活動に於いては、個人の判断に委ねられるものとする。

4. 「かなかなサロン」は、宝来坂住民の全てを対象として、組織として登録するものとする。

第2章 役員

(役員の種類)

第7条 本会の運営を円滑に行うために次の役員を置く。

1. 区長	1名
2. 自治会長(兼副区長)	1名
3. 会計	2名
4. 議長	1名
5. 書記	1名
6. 班長	各班1名
7. 副班長	各班1名
8. 各部会・委員会役員	必要数
9. 監事	2名

(役員を選任方法と任期)

第8条 区長の選任については、選挙管理委員会および選考委員会を設け、住民投票により決定する。

1. 運営

- (1) 選挙管理委員会は新旧班長より各5名(合計10名)で構成する。
- (2) 選考委員会は新旧班長より各5名(合計10名)で構成する。

2. 選任方法

- (1) 区長の選出は自治会全体から立候補者をつのり、住民投票により決定する。また、得票数が同じ場合はくじ引きとする。
- (2) 立候補者が1名の場合は信任投票を行ない、有効投票の過半数の得票をもって当選とする。
- (3) 立候補者がいない場合および前記で決まらない場合は、選考委員会で推薦人を決め、本人の同意を得て信任投票を行なう。その結果、有効投票の過半数の得票をもって当選とする。
- (4) 上記の方法で決まらない場合は新班長の互選により選出し、無投票で決定する。この場合、区長選出の班は副班長が繰り上がって班長となる。
- (5) 区長が途中退任した場合は、副区長が後任を務める。

第9条 その他の役員は新班長により互選とする。また、班長以外の者の参画を求ることができるものとし、その人選は役員会で決める。ただし、監事は他の役員を兼務することはできない。

第10条 各部会・委員会・ふるさと防災チームには、それぞれに部長・委員長・隊長を選任する。

第11条 班長および副班長は各班の入居順とする。ただし、該当する会員および班の都合等により変更できる。

第12条 副班長は原則として次年度の班長となる。

(役員任期)

第13条 役員任期を以下のとおりとする。

1. 区長の初年度任期は4月1日より翌々年の3月31日までの2年間とする。ただし、第8条2(4)項により班長の中から選出された場合は、翌年の3月31日までの1年間とする。
2. 区長の任期満了にともなう改選(選挙または信任投票)により再選された場合の任期は1年間とし、再任の回数を3回(3年間)までとする。
3. 区長が途中退任した場合の後任区長の任期は、当該年度の末(3月31日)までとする。
4. 班長・副班長の任期は4月1日より翌年の3月31日までの1年間とする。
5. その他の役員(一般から参画していただける方)の任期は4月1日より翌年の3月31日までの1年間とし、3年を限度に再任を妨げない。
6. 役員に欠員が生じた場合は役員会により後任を選出することができる。また、後任役員の任期は前任者の残任期間(当該年度の末まで)とする。

(役員任務)

第14条 役員任務を以下のとおりとする。

1. 区長は宝来坂区(行政区)を代表し、全域の行政総務を司る。
2. 自治会長は区長を補佐し、代行を務めるとともに、自治会の運営実務を司る。
3. 会計は本会に関する経理を担当し、決算及び予算の責務を負うものとする。
4. 議長は各種会議の議事進行を担当する。
5. 書記は議事録を担当する。
6. 班長は班を掌握し、班の円滑な運営を図る。
7. 副班長は班長を補佐し、自治会の運営・活動に協力する。
8. 部会役員は各部会の活動を企画・立案・遂行する。
9. 監事は自治会運営および会計を監査する。

(役員解任)

第15条 役員解任について以下のとおり定める。

1. 役員がその任務を遂行することが不可能になった場合は、役員会の決議によりその役を解くことができる。
2. 役員としてふさわしくない行為があったときは会員の3分の1以上の署名により住民投票を行ない、有効投票の過半数の場合にその役を解く。

(役員手当)

第16条 役員(区長を除く)は、総会の議決により手当を受けることができる。

1. 役員手当の支給基準については総会においてこれを定める。
2. 役員は活動に必要な経費の支弁を受けることができる。

第3章 会 議

(会議の種類及び構成)

- 第17条 会議は総会および役員会とし、以下の構成とする。
1. 総会はすべての会員（家屋の代表者）で構成する。
 2. 役員会は区長・自治会長・会計・議長・書記・各班長、および、議事に係る各部会の長などで構成する。

- 第18条 会議の開催を以下のとおり定める。
1. 定期総会は年1回開催する。
 2. 臨時総会は自治会における重要事項の決定などのため、役員会で開催を決める。
 3. 役員会は必要に応じて開催する。

(議事の決定)

- 第19条 自治会規約の変更、または、それに準ずる重要事項の決定は総会または役員会によらなければならない。
- 第20条 総会は、会員（家屋の代表者）の過半数の出席をもって成立する。また、会員が出席できない場合には委任状の提出により出席とみなす。
- 第21条 役員会は議事に係る者の過半数の出席をもって成立する。
- 第22条 総会または役員会の議事の決定は、出席人員の過半数の賛同により決定する。

第4章 会 員 の 義 務

(会員の義務)

- 第23条 会員は次に掲げる義務を負う。
1. 全戸出役を自治会長が指示した場合の活動。
 2. 細則（第7章）に定める自治会費等の納入。
 3. 新入居者及び転出者は別に定める集会場管理運営規約により集会場運営資金の納入・返済を行う。

(義務不履行)

- 第24条 前条第1項の義務を履行し難い場合は事前に所属班長にその旨を申し出て指示をあおぐ。

第5章 弔 慰

(弔事)

- 第25条 弔事は当事者より要請があれば、各班において協議の上対処する。

(弔慰金の適用)

- 第26条 会員及び会員の同居の家族に不幸があった場合は見舞金をおくる。但し、これを受けた会員は返礼しないものとする。
1. 死亡の場合 10,000円
 2. 火災の場合 10,000円
 3. 自治会行事中における不慮の事故の場合 5,000円

第6章 会 計

(会計年度)

第27条 本会の会計年度は毎年3月1日より翌年2月末日迄とする。

(区域組織団体への助成)

第28条 自治会が認めた団体のついては、これを支援するとともに、助成金を交付することがある。

第7章 細 則

(自治会費等)

第29条 自治会費の金額を1家屋あたり月額 500円とする。

第30条 集会場建設積立金の金額を1家屋あたり月額 300円とする。

第31条 自治会費および集会場建設積立金は入会月度分から納入する。また、脱会の場合は該当月度以降の既納入分を返済する。

(臨時徴収金)

第32条 自治会の経費に不足が生じたり、運営上必要がある時は、総会または役員会の決定により臨時に徴収することがある。

第8章 雑 則

(帳簿類の備付と保存期間)

第33条 自治会に次の書類簿を備え付ける。また、過去の会計帳簿類の保存期間を5年間とする。

1. 自治会規約、集会場管理運営規約、ふるさと防災チーム規約
2. 会議録
3. 会計帳簿類(収支決算書、領収書等)
4. 会員名簿
5. 備品明細書

附 則

1. この規約は昭和60年4月1日より実施する。
2. この規約は昭和62年4月1日より改訂実施する。
3. この規約は平成2年4月1日より改訂実施する。
4. この規約は平成16年4月1日より改訂実施する。
5. この規約は平成17年4月1日より改訂し、同7月1日より実施する。
6. この規約は2007年(平成19年)4月1日より改訂し、2008年(平成20年)4月1日より実施する。
7. この規約は2008年(平成20年)4月1日より一部改正施行する。
8. この規約は2012年(平成24年)4月1日より一部改正施行する。
9. この規約は2014年(平成26年)4月1日より一部改正施行する。
10. この規約は2018年(平成30年)4月1日より一部改訂実施する。
 - (1)第26条 1項 「および供花など」を削除
 - (2)第17条1項、第20条、第29条、第30条 「世帯」表記を「家屋」表記に変更

集会場管理運営規約

（目的）

第 1 条 この規約は、集会場の維持管理と円滑なる運営を目的としてこれを定める。

（管理及び運営）

第 2 条 集会場の管理運営は集会場管理運営部が行ない、管理責任者は集会場管理運営部長とする。

（集会場運営資金）

第 3 条 集会場運営資金の徴収と返済を以下のとおり定める。

1. 新規入居者は、集会場運営資金として 40,000円を納めなければならない。

ただし、平成 23 年度（H23.4.1）以降の新入居者に対しては適用外とする。（*1）

2. 集会場運営資金を一括して納入することが困難な場合は分割して納入することができる。この場合、その期間を原則として1年以内とする。
3. 転出者に対する返済は、拠出額に別表—1の返済率を乗じた金額とする。ただし、分割納入で拠出額が満額に満たない場合は、負担金額が同額となる様に返済金額を調整する。
4. 転出者が再転入する場合は、転出時に返済された金額を納める。
（居住期間が5年以上のため転出時に返済を受けなかった場合は、再度の納入は不要。）

（使用用途）

第 4 条 集会場の使用用途は次の通りとする。

1. 自治会の運営に関する会議及びそれに準ずるもの。
2. 自治会が認めた団体の会議及びそれに準ずるもの。
3. 会員の冠婚葬祭。（この場合宿泊することもできる）
4. 文化体育活動及び研修など。
5. 展示会等の催し物。
6. 老人会の使用。
7. 子供会の使用。
8. その他役員会で認めたもの。

（使用時間）

第 5 条 集会場の使用時間は原則として午前9時から午後10時迄とする。

（使用届出・申請）

第 6 条 集会場を使用する場合、使用責任者は別紙様式により使用2日前までに管理責任者に届出て許可を受けなければならない。

但し、文化・体育活動及び研修等で長期にわたる継続使用は3ヶ月毎に更新するものとし、事情によっては、一部変更することがある。尚、使用日時が重複した場合は届出受付順を優先するものとし、弔事等緊急の場合は最優先とする。

(使用料の徴収)

第 7 条 集会場維持運営のため、次の区分により使用料の徴収を行うものとする。

また、その納入は届出申請時に行い、集会場運営資金に繰り入れる。

項	使 用 々 途	使 用 料	
		会 員	非会員
1	自治会の運営に関する会議及びそれに準ずるもの (公共団体の使用を含む)	免 除	—
2	自治会が認め組織した団体の会議等	免 除	—
3	会員の冠婚葬祭 (宿泊可)	免 除	—
4	老人会の使用	免 除	—
5	子供会の使用	免 除	—
6	かなかなサロンの使用	免 除	—
7	文化体育活動及び研修など	免 除	2, 0 0 0 円
8	展示会等の催し物	免 除	1 0, 0 0 0 円
9	展示会等の催し物 (営利を目的としたもの)	5, 0 0 0 円	2 0, 0 0 0 円
1 0	その他管理責任者が認めたもの	免 除	5, 0 0 0 円
1 1	その他役員会で認めたもの	協 議	協 議

(使用者の任務)

第 8 条 使用責任者の任務を次のとおりとする。

1. 使用責任者は集会場使用後に後片付けと清掃および火元の確認を行なった上で戸締り・施錠し、管理責任者に鍵を返却する。
2. 設備・備品等に異常があった場合は管理責任者に連絡する。
3. 使用中に設備・器具および什器等を破損、汚損、紛失した場合は使用責任者が弁済する。

(維持管理)

第 9 条 集会場の建物および設備・備品の維持管理と費用処理は次のとおりとする。

1. 建物および設備・備品の維持管理は集会場管理運営部が行なう。
2. 建物の補修や、設備・備品の修理・更新・購入は、役員会の承認を得て集会場管理運営部が行なう。ただし、軽微なものはこの限りでない。
3. 建物の補修や、設備の修理・更新・購入に必要な経費は集会場運営資金から支出する。
4. 備品の購入・修理・更新の費用および消耗品・光熱費は自治会費から支出する。
5. 建物の改築・改装等が必要になった時は臨時総会を開き決定する。

附 則

1. この規約は昭和60年4月1日より実施する。
 (1) この規約により集会場建設遂行機関に関する規約，集会場建設に関する規約，集会場管理規定は昭和60年3月31日をもって廃止する。
 (2) 昭和62年4月1日改訂実施する。
2. この規約は平成13年4月1日より改訂実施する。
3. この規約は2007年（H19年）4月1日より改訂し，2008年（H20年）4月1日より実施する。
4. この規約は2012年（H24年）4月1日より改訂実施する。
5. この規約は2014年（H26年）4月1日より改訂実施する。（*1）

別表 ー 1 転出者の返済乗率表

（満額納入済みの場合における元金に対しての乗率）

年数 月数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
1ヶ月目	1.000	0.800	0.600	0.400	0.200
2ヶ月目	0.983	0.783	0.583	0.383	0.183
3ヶ月目	0.967	0.767	0.567	0.367	0.167
4ヶ月目	0.950	0.750	0.550	0.350	0.115
5ヶ月目	0.933	0.733	0.533	0.333	0.133
6ヶ月目	0.917	0.717	0.517	0.317	0.117
7ヶ月目	0.900	0.700	0.500	0.300	0.100
8ヶ月目	0.883	0.683	0.483	0.283	0.083
9ヶ月目	0.867	0.667	0.467	0.267	0.067
10ヶ月目	0.850	0.650	0.450	0.250	0.050
11ヶ月目	0.833	0.633	0.433	0.233	0.033
12ヶ月目	0.817	0.617	0.417	0.217	0.017

分割納入で元金が満額に満たない場合は，負担金額が同額となる様に返済金額を調整する。

宝来坂区ふるさと防災チーム規約

(名称)

第1条 この自主防災組織の名称は、宝来坂区ふるさと防災チーム（以下「本チーム」という。）と称する。

(活動拠点の所在地)

第2条 本チームの活動拠点は、宝来坂集会場とする。

(目的)

第3条 本チームは、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、火災、地震、風水害等（以下「災害」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本チームは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 災害の発生時における情報の収集・伝達、巡視・巡察、水防、初期消火、救出・救助、衛生・救護、避難誘導、避難要援護者の避難支援、給食・給水等応急対策に関すること。
- (5) 防災資機材等の整備に関すること。
- (6) 他組織との連携に関すること。
- (7) その他本チームの目的を達成するために必要な事項

(会員)

第5条 本チームは、宝来坂区にある世帯をもって構成する。

(班の設置)

第6条 本チームは、第4条の事項を遂行するために班を置く。

- (1) 情報班 (災害対策本部員、災害情報の収集・伝達等)
 - (2) 水防・消火班 (水防活動、出火防止・初期消火活動等)
 - (3) 救出・救助班 (負傷者の把握、救出救助活動等)
 - (4) 避難誘導班 (区民の安否確認、避難誘導等)
 - (5) 給食給水班 (物資の調達、炊き出し等)
 - (6) 衛生・救護班 (負傷者応急手当等)
 - (7) 避難行動支援班 (避難要援護者の支援等)
 - (8) 巡視・巡察班 (地域の危険個所の巡視、防災点検・調査等)
2. 班員は、会員の中から選任する。
 3. 避難誘導班班員は、宝来坂自治会の正副班長がその任にあたる。
 4. 避難行動支援班班員は、宝来坂区担当民生委員が加わるものとする。

(役員)

第7条 本チームに次の役員を置く。

- (1) 隊長 1名
- (2) 副隊長 3名
- (3) 班長 8名

- 2. 隊長は、宝来坂区区長がその任にあたる。
- 3. 副隊長、班長は会員の互選による。

(任期)

第8条 隊長の任期は宝来坂区区長退任までとする。

- 2. 避難誘導班班員の任期は宝来坂自治会の正副班長退任までとする。
- 3. 前第1項および第2項以外の役員および班員の任期は定めのないものとする。
- 4. 欠員が生じ、後任者が決定されるまでの間が生じた場合は、前任者が任務を行う。

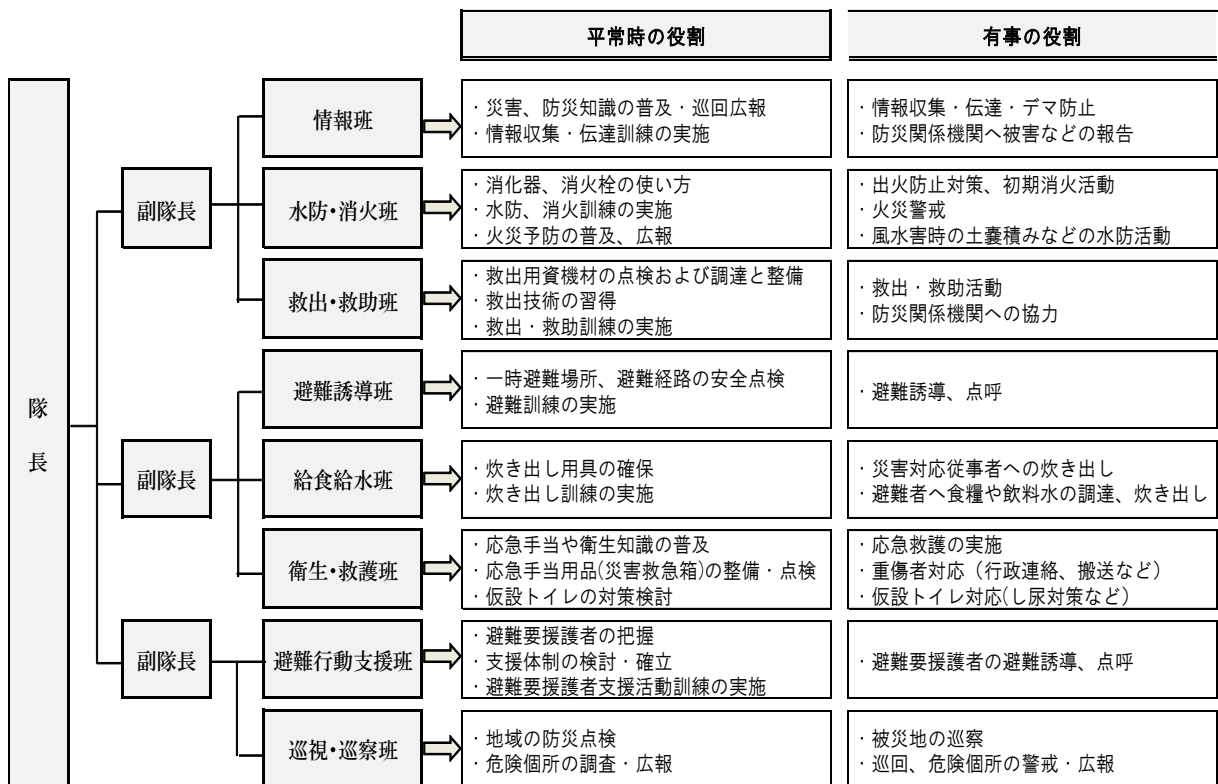
(役員の任務)

第9条 隊長は、本チームを代表し、事業を総括し、災害の発生時における応急活動の指揮を行う。

- 2. 副隊長は、担当班の活動を統括するとともに、隊長を補佐し、隊長に事故のあるときはその職務を行う。
- 3. 班長は、区民に対する啓発活動や防災活動に携わり、班活動の指揮を行う。

(組織)

第10条 本チームの組織編成、役割は、次のとおりとする。



(本部の設置)

第 11 条 災害等の緊急時において、隊長は、災害警戒本部若しくは災害対策本部を設置し、第 6 条および第 10 条の組織を総括して災害対応にあたる。

(役員会)

第 12 条 本チームに役員会を置く。

2. 役員会は、第 7 条第 1 項に定める者によって構成する。
3. 役員会は、隊長が必要と認めた場合に開催し、隊長が招集する。
4. 役員会は、次の事項を審議し実行する。
 - (1) 第 4 条に定める事業計画・実績に関すること。
 - (2) 第 7 条に定める役員改選に関すること。
 - (3) 第 6 条および第 10 条に定める組織に関すること。
 - (4) 第 13 条に定める防災計画の作成および改正に関すること。
 - (5) 規約の改正に関すること。
 - (6) その他役員会が必要と認めたこと。

(防災計画)

第 13 条 本チームは、災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2. 防災計画は、次の事項について定める。
 - (1) 災害の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
 - (2) 防災知識の普及に関すること。
 - (3) 災害危険の把握に関すること。
 - (4) 防災訓練の実施に関すること。
 - (5) 災害の発生時における防災・減災活動及び他組織との連携に関すること。
 - (6) その他必要な事項

(経費)

第 14 条 本チームの運営に要する経費は、宝来坂自治会の経費をもってこれにあてる。

(活動報告)

第 15 条 本チームの活動報告は、宝来坂自治会定期総会で行うものとする。

(委任)

第 16 条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、役員会が定める。

付 則

1. 制定・施行 2006 年（平成 17 年）1 月 1 日
2. 改定・施行 2018 年（平成 30 年）4 月 1 日 [2014 年(平成 26 年)以降の実態に合わせた全面改定]

集会場運営委員会規約

第一章 総 則

(名称と組織)

第1条 本会を集会場運営委員会と称し、宝来坂区自治会は必要に応じて集会場運営委員会を組織する。

(目的)

第2条 本会は、宝来坂区集会場の維持管理を目的とし自治会に提言する。

第二章 役 員

第3条 本会の運営組織は、定期総会時に承認されたものによって組織する。

第4条 選出方法は、会員の立候補又は推薦及び、新旧の自治会役員の指名によるものとする。

第5条 任期は1年とする。但し再任は妨げない。最長3年とする。

第6条 当年度の区長は、会長を兼任できない。

第7条 本会の運営を円滑に行うために次の役員を置く。

- | | |
|----------------|-----|
| 1. 会長 | 1名 |
| 2. 副会長 | 1名 |
| 3. 当年度の区長及び副区長 | 各1名 |
| 4. 前年度の区長及び副区長 | 各1名 |
| 5. 会計 | 1名 |
| 6. 書記 | 1名 |
| 7. 議長 | 1名 |
| 8. 協力委員 | |

第三章 会 費

第8条 本会の必要経費は自治会より支出する。

第四章 附 則

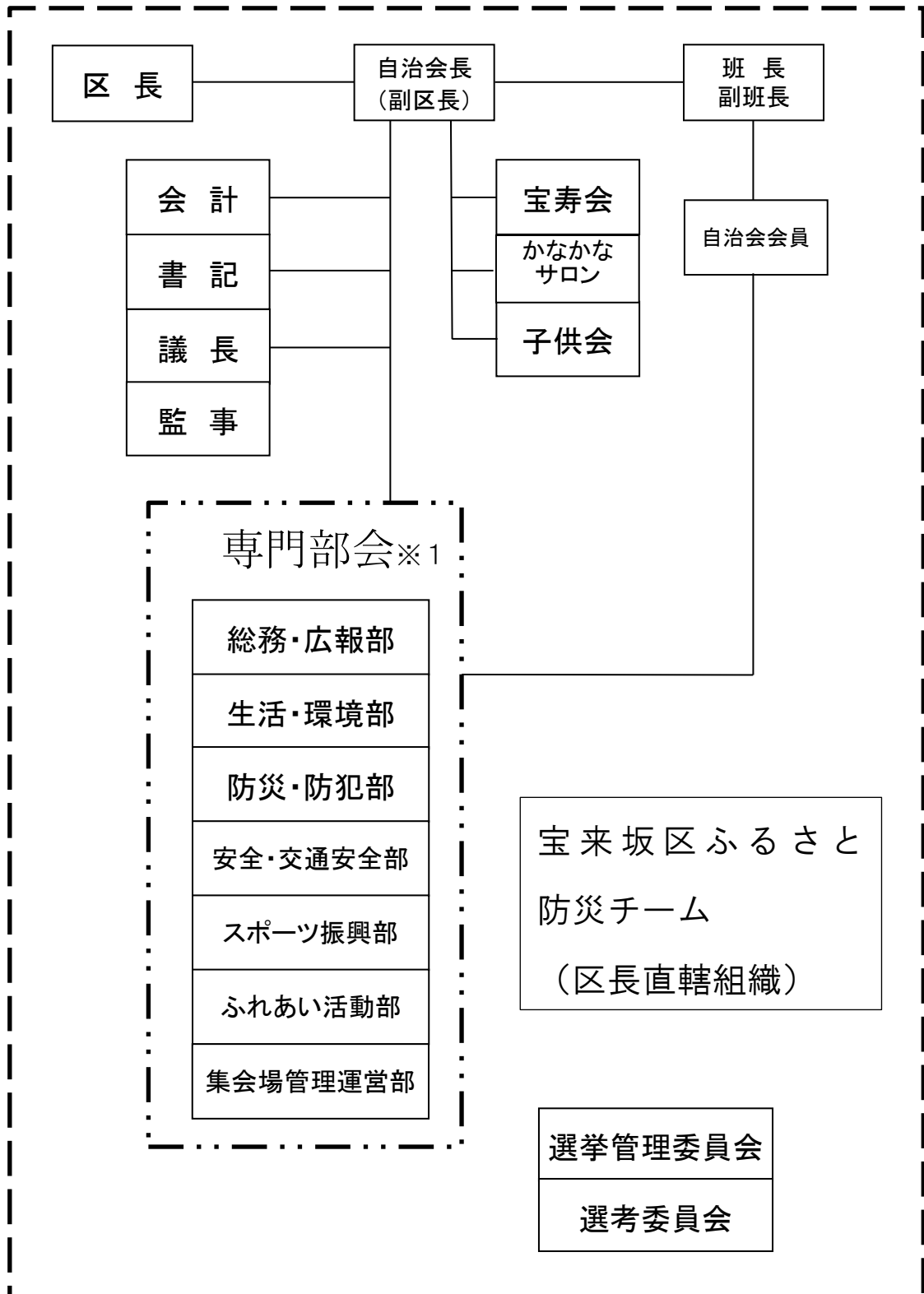
第9条 1. その他取り決めについては、自治会規約及び集会場運営規約に準ずるものとする。

2. この規約は平成14年4月1日より実施する。

3. この規約は2018年(平成30年)4月1日より一部改訂実施する。

(1)第1条「必要に応じて」を追記

宝来坂自治会組織図



※1 専門部会の構成は適宜変更する場合があります。

自治会規約第6条付図